令和9年度から義務化される事項
（令和9年3月末で経過措置期間の終了するもの）

令和8年度上田市介護保険事業所集団指導

経過措置の終了により義務化となるもの
【令和9年4月1日～】

①　協力医療機関との連携体制の構築

対象サービス　：【地域密着型介護老人福祉施設】

②　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

対象サービス　：【小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】

③　居宅介護支援の管理者は主任介護支援専門員であること

対象サービス　：【居宅介護支援事業】

①　協力医療機関との連携体制の構築

入所者の病状の急変等に備えるため、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより、当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

対象サービス　：【地域密着型介護老人福祉施設】

ア：　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

イ：　施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

ウ：　入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる。

①　協力医療機関との連携体制の構築

対象サービス　：【地域密着型介護老人福祉施設】

- 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、指定権者に届出ること。

- 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、入所者の急変時における確認と合わせ、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時における対応についても協議を行うことが義務となっている。
 なお、協議の結果、新興感染症の発生時の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、取り決めを行うことが望ましい。

② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

対象サービス　：【小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】

- 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催することが義務付けされます。

- 本委員会の開催に当たっては、
厚生労働省のホームページに掲載のガイドライン等を参考にしてください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html

③　居宅介護支援の管理者は主任介護支援専門員であること

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護事業所については、当該管理者が管理者である限り、主任介護支援専門員でなくとも管理者を続けることができましたが、令和9年3月31日で猶予期間が終了します。

令和9年4月1日以降は、管理者は主任介護支援専門員である必要がありますので注意してください。

